

射水市環境審議会議事録

1 開催日時

令和7年2月5日(水) 午後1時30分から3時30分まで

2 場 所

射水市役所本庁舎 4階 会議室401

3 出席者

(委員)

- ・渡辺 幸一 (富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科教授)
- ・中村 秀規 (富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科准教授)
- ・田本 嘉巳 (富山地方気象台次長)
- ・中山 純一 (富山県環境科学センター所長)
- ・山田 陽子 (いみず地球温暖化防止活動推進員 ネットワーク事務局長)
- ・池田 和男 (射水市企業団地連絡協議会会長)
- ・堀 正 (射水市農業委員会会長)
- ・森田 雅伸 (射水市地域振興会連合会常任理事)
- ・塩谷 俊之 (新湊漁業協同組合代表理事組合長)
- ・串田 伸男 (射水市環境衛生協議会会長)

欠席者

(委員)

- ・荻浦 泰也 (富山県高岡厚生センター射水支所所長)
- ・福田 靖子 (いみず女性ネットワーク副会長)
- ・折坂 利春 (公募委員)

出席者(事務局)

- ・長谷川 寛和 (市民生活部長)
- ・市井 秀明 (環境課長)
- ・四柳 暢哉 (環境課課長補佐)
- ・明神 亜希子 (環境課主査)
- ・野島 大暉 (環境課主事)

射水市環境審議会議事録

4 配布資料

令和5年度射水市の環境概要（案）	資料1
第2次射水市環境基本計画の進捗状況	資料2
射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版	参考資料1
令和6年能登半島地震に伴う災害ごみの処理について	参考資料2

5 議事

(1) 令和5年度射水市の環境概要について	資料1
(2) 第2次射水市環境基本計画の進捗状況について	資料2
(3) ①射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について	参考資料1
②令和6年能登半島地震に伴う災害ごみの処理について	参考資料2
(4) その他	

6 質疑応答及び意見の概要

(1) 令和5年度射水市の環境概要について

●事務局

資料1に基づき説明

○委員

資料1の8ページで柳又川の大腸菌の数値が高いが、ここは用水路か排水路か。

●事務局

排水路である。

○委員

排水ということであれば、農業をする分には悪影響はないということだと思う。了解した。

●事務局

念のため上流の水田を確認し排水路側であることを確認した。

○委員

了。

○委員

資料1の15ページの工場について、数か所住所が分からないところがある。企業名に加えて住所を併記してはどうか。

●事務局

来年度以降、事業所名と住所を併記する。

射水市環境審議会議事録

○委員

資料1の末尾21～23ページのグラフについて、改善に向かっている数値と、横ばいのままあまり改善されていない数値があるという理解で良いか。

●事務局

光化学オキシダントについては数値が改善されないという理解で良い。全国的に0.06ppmという環境基準を満たせない状況が続いている。要因として、光化学オキシダントの原因物質が大陸から国境をまたいで飛来する「越境汚染」も指摘されている。それゆえ、一自治体や日本国のみでの取組で数値を下げるのが難しいという背景がある。

○委員

了。

○委員

環境影響通報に関して、情報共有したい。従来の同通報は、各地点での測定値が基準に達したら発令という形だった。しかし、環境省及び気象庁のホームページの充実により、環境情報がインターネットで閲覧できるようになったため、本年2月1日から通報は廃止した。とはいえ、県等から要望があれば今後も通報を行う。

○委員

光化学オキシダントの増加時期について調査を行っているが、北陸地方においては5月頃にピークを迎える。一方で、東京や埼玉などでは8月末がピークである。この違いは、光化学オキシダントの発生源の違いにより生まれる。首都圏では光化学オキシダントがある程度当地で発生するのに対し、北陸ではほぼ越境汚染が原因である。これは裏を返せば、普段北陸の空気がきれいだということでもある。

●事務局

情報共有等感謝する。

○委員

1年間の公害苦情の件数は何件程度か、また、年度をまたいで長期化する例はあるか。

●事務局

公害苦情件数は毎年20件程度である。また、ケースバイケースだが、長期にわたる案件もある。

○委員

了。

(2) 第2次射水市環境基本計画の進捗状況について

●事務局

資料2に基づき説明

○委員

保存樹木とはどの樹木か。

●事務局

旧下村のトネリコと旧大門町串田のヒイラギである。

○委員

一見すると少なく感じる。今後さらに増えていけばよいと思う。

○委員

地域花壇の維持についてだが、いままで地域振興会、町内会、長寿会等に管理を任せていたが、高齢化により活動が難しくなっているところがある。このままでは各地域の地域花壇や公園が荒れ果ててしまうのでは、と懸念している。行政には早めの対応をお願いしたい。

●事務局

了。

○委員

環境チャレンジ10の目標値について、15校となっているが、統廃合によりどうしても14校にしかないのではないかと思う。

併せて、温室効果ガス排出量の削減目標として2013年度比50%削減を掲げており、大変高い目標かと思う。この2点について事務局の見解を問う。

●事務局

温室効果ガスの排出量については環境省が公表している「自治体排出量カルテ」に基づいている。コロナ禍明けに伴う様々な活動再開の影響で排出量が増加したと考えている。この後、令和6年6月に策定した射水市地球温暖化対策実行計画について説明するが、その計画の中で温室効果ガス排出量50%削減に向けた取組を解説したい。

○委員

資料2の1ページのごみ不法投棄件数について伺いたい。不法投棄として数えるごみの種類を増やしたために、目標に対して不法投棄件数が大きく増加したという経緯があったかと思う。

これを踏まえて、どのような種類のごみが不法投棄されているのか、また不法投棄が多い地区について伺いたい。

●事務局

不法投棄が多い地域は山間部であり、金山や櫛田地域がそれにあたる。冬季などごみが雪に隠れてしまう時期に不法投棄が増加する傾向がある。ごみの種類としては家電製品など処分に費用が掛かるものが多く見受けられる。

○委員

了。家電の購入費用に廃棄費用が含まれていないのは課題であろう。こうした仕組みづくりは大変なコストがかかると思われるが…。

不法投棄が多い地域については警察などと連携して集中的にチェックし投棄者の行動改善を促すことはできないだろうか。さらに悪質な事例が多い地域については監視カメラによる常時警戒を行い、犯人を検挙するなど「自治体の本気度」を見せることで不法投棄を抑制するなどの活動が必要ではないか。

ごみの一人一日あたり排出量削減のために、家庭や一般事業者に対して何らかのコミュニケーションをとっていることはあるか。

●事務局

ごみ排出量削減のための啓発活動については床面積 3,000 平方メートル以上の事業所からごみ処理の計画と実績報告を提出していただいている。その中で、ごみの減量について取り組んでいただくようお願いしている。市民の方々への啓発については難しいところもあるが、令和 5 年度から資源回収において従来の「プラスチック製容器包装」を「プラスチック資源」に区分変更し、段階的に各地区で導入を図っており、その際に周知に努めているところである。

○委員

了。

○委員

射水市には外国人が多いが、こうした方々にごみ収集のルールを周知する取組が必要ではないか。地域のごみステーションにルールを守らずに捨てられているごみは多く、原因を調べてみると外国人が経営される事業所から排出されたごみだったということは多々ある。長期間日本に滞在している方についてはごみ収集のルールを十分理解しておられる方も多い。しかしながら、2～3年滞在して母国に帰られる方へのルールの周知徹底がなかなか進まない。彼らも短期の滞在ではごみの分別にまで意識が向かないかもしれない。こうした方々を集めてごみ収集のルールをお伝えすることが必要ではないか。

●事務局

今後外国人が増えることも予想される中、課題であると考えている。市としては外国語版のごみ収集カレンダー等を作成し活用しているところである。また、地域からの依頼に基づき、外国人の方々が集まる会合で周知をさせていただいた事例もある。

今後分かりやすいごみ分別の啓発に向けて取組を進めていきたい。

(3) ①射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

②令和6年能登半島地震に伴う災害ごみの処理について

●事務局

参考資料1・参考資料2に基づき説明

●事務局

先ほど委員からご質問いただいた温室効果ガスの削減計画については、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき取組を進めている。具体的には再生可能エネルギーをいかに増やしていくか、また、今使っているエネルギーをどのように減らしていくかということについて言及している。

例えば、再生可能エネルギーの利用促進については、住宅用太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付する事業などの取組を行っており、今後も目標に応じた削減の取組を進めていく。

○委員

庄川上流の岐阜県内における産業廃棄物最終処分場の建設計画について伺いたい。最終処分場の計画をしているのは富山の業者と聞いているが、射水市としてはどのように計画にかかわっているのか。

●事務局

富山市の事業所が岐阜県内に最終処分場の設置を計画していること、計画は現状では意見聴取の段階であることなどは伝え聞いているが、岐阜県内に設置される施設について、射水市は許認可の権限を持っていない。また、隣接自治体でないため計画について意見を述べることも難しい。住民の方々や県西部地域の協議会等9団体からの要望が上がっていることは承知しており、我々も同じような立場で計画を見守りたいと考えている。

○委員

了。市の立場も分かるが、庄川上流の施設となれば下流の新湊漁港でも風評被害などについて懸念せざるを得ない。今後も市として計画の動向に注意を払っていただきたい。

●事務局

了。

○委員

住宅用太陽光発電設備設置補助金等について伺いたい。P P Aによる住宅への導入促進などの説明を受けたが、聞き慣れない言葉である。射水市における導入状況などについて伺いたい。

●事務局

P P Aによる導入は、初期費用なしで住宅に太陽光発電設備を導入する仕組みである。こ

射水市環境審議会議事録

の場合、初期費用は太陽光発電設備の設置事業者が負担する形となり、住宅に住む人は太陽光により発電された電気を利用しながら、その利用料を支払う。最大のメリットは、設備導入に当たっての初期費用を抑えることができる点で、電力会社等では件数を把握していると思われるが、市はそれを把握できる立場にない。

なお、今年度の本市の住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請状況は、令和7年1月末時点で22件の申請があり、そのうち2件がPPAによる導入である。これを見る限り本市においては初期費用を自己負担して太陽光発電設備を設置される方が多い。

この補助制度については令和5年度から開始したが、今後もPRに努め、住宅への太陽光発電設備の導入促進を図ってまいりたい。環境価値を付加した電気の販売については電力会社において様々なメニューを持っている。再生可能エネルギーの利用拡大に向けては、このような電力メニューを選択する方法もある。

○委員

了。射水市には事業者が設置した太陽光発電設備に対する設置補助金はあるか。

●事務局

事業者向けの太陽光発電設備設置に対する補助メニューはない。しかし、事業者が事務所や工場等に電気自動車用充電設備を整備する場合にその費用を補助する制度や、再エネ最適化診断を受診した場合の費用を補助する制度がある。

【その他】

もみ殻肥料の供給量について会議中質問があった。これについて後日調査した結果は以下のとおり。

もみ殻肥料供給量

令和4年度：6 t

令和5年度：30 t

令和6年度：900 t

令和5年度まで実証実験。令和6年度からいみず野農協にて販売開始